

厚木市立小・中学校施設整備指針【概要版】

1 整備指針の概要 【はじめに～P6】

(1) 整備指針策定の背景と学校施設を取り巻く現状と課題

厚木市立小・中学校は、昭和45（1970）年以降の児童・生徒数の増加に伴い施設整備を進め、令和3年（2021）現在、小学校23校、中学校13校の合計36校が整備されています。

学校施設は、本市が所有する公共建築物における床面積の約半数を占めており、令和2（2020）年度時点で、42.6%の建物が築40年以上経過するなど、老朽化が進んでおり、児童・生徒を始めとする市民の皆様に安心して安全に利用していただくため、「厚木市公共建築物の長期維持管理計画基本方針」に沿って予防保全や設備改修等を実施し、適切な維持管理に努めています。

また、学校教育におけるICT化や国際化の進展、少人数教育の推進等に伴い必要となる機能や諸室の増加、放課後における児童・生徒の居場所としての役割や地域の防災拠点としての重要性の高まりなどに加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策など、児童・生徒の健やかな学びを保障していくための「新しい生活様式」に合った整備も求められている中で2030年代から2040年代にかけて、多くの建物が更新時期を迎えるため多額の費用がかかります。

こうしたことを踏まえ、今後も持続可能な行政経営を次世代へと引き継げるよう、建て替え等の費用の削減・平準化を図りながら、将来にわたって子どもたちの学校生活における安全を確保するとともに、これからの教育活動に対応できる環境を整えていくため、将来を見据えた汎用性の高い学校施設を整備していく必要があります。

(2) 整備指針策定の目的

「厚木市教育振興基本計画」で定める教育目標の達成に必要な施設機能や良好な教育環境を確保するため、整備の必要性、教育上・安全上の効果等を整備指針という形で「見える化」し、長期的な視点をもって、より良い施設を統一的な考え方に基づいて整備することを目的としています。

(3) 整備指針の位置付け及び適用範囲

市の最上位計画である「厚木市総合計画」はもとより、市の教育振興のための施策に関する基本的な計画である「厚木市教育振興基本計画」、「厚木市公共施設最適化基本計画」や関連する個別計画などに基づき、「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」と連携し、施設整備を進めるための

計画及び設計における基本的な考え方や留意事項等を定めるもので、市立小・中学校の新築、建て替え及び増築に適用し、機能向上を図る長寿命化改修に当たっては、関連する規定を準用します。

なお、各小・中学校の整備に向けた個別の基本計画は、本指針等に基づき策定します。

(4) 整備に向けた六つの視点

- ア 児童・生徒が安心して安全に快適な生活を送ることができる学校
- イ 今日的な教育ニーズに対応した学校
- ウ 児童・生徒数の動向等を見据えた学校の整備
- エ 地域コミュニティの場としての学校
- オ 環境に配慮した学校
- カ 公共施設最適化の視点を踏まえた学校の整備

2 施設整備の進め方 【P7～P9】

(1) 計画的な整備の実施

学校施設の整備に当たっては、「厚木市公共施設最適化基本計画」に基づき、計画的に整備します。

(2) 整備手法

設計・建設・維持管理・運営をそれぞれ個別に民間事業者へ委託又は市が自ら行う従来型手法（以下「従来型手法」という。）に加え、効率的かつ効果的な整備等を促進し、低廉かつ良好な住民サービスを提供するため、PPP/PFI 手法の導入について検討します。

(3) 整備期間

従来型手法における整備期間は、6年（基本計画1年、設計2年、工事3年）程度を目安としますが、敷地条件等により設計・工事に困難が伴う場合などは、適切な計画年数を設定します。

PPP/PFI 手法による整備を採用する場合においても適切な計画年数を設定します。

(4) 整備に係る計画・設計・工事の概要

ア 基本計画

校舎面積、必要諸室、施設設備や配置などの基本的な考え方を取りまとめ、学校施設の全体像を示す計画を策定します。

イ 基本設計

基本計画に基づき、具体的な施設配置や建物平面と空間の構成、備えるべき機能や性能、意匠などの概要を作成します。

ウ 実施設計

基本設計図書に基づいて、意匠と技術の両面にわたって詳細な設計を進め、工事を実施する具体的な仕様等を決定します。

エ 工事

児童・生徒の安全確保はもとより、学習活動等への支障が極力発生しないよう教育環境の確保に努め、実施設計図書に基づき、学校施設を建設します。

(5) 市民の参加や情報提供

ア 市民の参加

基本計画策定に当たっては、市民の皆様の意見を可能な限り反映するため、意見交換会などを実施します。さらに、児童・生徒やその保護者、学校教職員、地域住民など、学校関係者の思いを幅広く反映するため、建設委員会などを設置するほか、アンケートやヒアリングなどを実施します。

イ 情報提供

施設整備に当たっては、学校周辺の住民を始めとした多くの市民の方々へ各段階において、説明会や市ホームページ、市広報等により積極的に情報提供します。

(6) 整備後の説明及び事後調査

ア 整備後の説明

学校関係者や地域住民の方々への施設利用に係る説明の機会を設けます。

イ 事後調査

学校関係者への調査やアンケートを実施し、次の学校施設整備の参考として活用します。

3 学校施設の整備及び配置の考え方等【P10～P12】

(1) 建物の整備及び配置

「整備に向けた六つの視点」を踏まえ、学校施設全体の整備及び配置について、基本的な考え方や検討の方向性を定めます。

ア 建物の整備の考え方

施設規模は、「児童・生徒数及び学級数将来推計」等を踏まえ検討することや高い防災機能を備えた上で、バリアフリー化の推進やユニバーサルデザインの採用など、児童・生徒が快適な教育環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができる施設とし、学校規模等を勘案しながら必要な施設を整備

します。

イ 建物の配置の考え方

校舎棟は原則4階建て以下とし、採光、換気などに配慮しつつ、避難経路やメンテナンス空間などを確保するとともに、地域における防災拠点としての役割を踏まえた配置とします。

(2) 各諸室等の整備

各諸室等の整備における基本的な考え方や検討の方向性を定めます。

ア 安心・安全で快適な学習環境を確保するため、遮音性や内装の木質化などに配慮し、必要に応じて冷暖房設備等を設置するとともに、児童・生徒を始めとした施設利用者の動線や災害時における避難等を考慮し、各諸室等を整備します。

イ 学校規模などを踏まえ必要となる諸室の数や面積等を確保するとともに、将来の児童・生徒数の変化、多様な学習形態などにフレキシブルに対応できる広さと機能性を備え、ICTを日常的に活用できる環境を整備します。

4 学校施設の適正配置・開放等【P13】

(1) 学校施設の適正配置

「厚木市公共施設最適化基本計画」や関連する個別計画などに基づき、施設の適正配置（複合化、集約化等）について教育環境や学校運営への影響を十分考慮し検討します。

(2) 学校施設の地域開放

学校施設は、地域防災や放課後の児童・生徒の居場所など、地域活動の拠点として重要な役割を果たすことから、教育環境への影響を十分考慮し、地域開放を行う施設や設備、運用方法等を検討した上で整備します。